

令和 8 年度利根町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、町の執行機関及び議会（以下「執行機関等」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達目標額

障害者就労施設等からの調達目標額は、障害者就労施設等への発注予定に関する調査結果及び当該年度の予算又は事業の予定等を勘案し、次のとおりとする。

調達目標額 20 千円以上

4 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。
- (2) 発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表

この方針や調達実績については、ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表するものとする。

6 調達方針に基づく担当窓口

本調達方針の担当窓口は、福祉課とする。